

愛川町企業の立地に伴う就業者転入奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛川町企業誘致等に関する条例（平成18年愛川町条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に規定する奨励措置の適用を受けた企業に勤務する就業者のうち、本町以外に居住する者が定住の意思をもって転入することを支援するための奨励金を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 適用企業 条例第6条第1項に規定する奨励措置の適用を受けた企業（償却資産のみの増資を除く。）をいう。
- (2) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録され、他の市町村等から本町に移り住むことをいう。
- (3) 就業者 適用企業に勤務する者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定する者を除く。）をいう。ただし、同一の世帯で2人以上の就業者がいる場合は、1人とする。
- (4) 住宅の取得 就業者自ら居住の用に供する住宅を新築又は購入することをいう。

(支援認定企業の申請等)

第3条 就業者の転入支援を受けようとする適用企業は、奨励措置の決定を受けた日から起算して30日以内に企業の立地等に伴う就業者転入支援認定企業申請書（第1号様式）に愛川町企業誘致等に関する条例施行規則（平成18年愛川町規則第18号）第5条第1項に規定する奨励措置適用の決定通知書の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、速やかに企業の立地等に伴う就業者転入支援認定企業通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

3 前項に規定する通知を受けた適用企業（以下「支援認定企業」という。）の認定期間は、認定日から3年間（以下「有効期間」という。）とする。

(奨励金対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる就業者は、有効期間に次の各号いずれかの要件を満たす者であって、住宅を取得した日の直後の地方税法（昭和25年法律第226号）第359条に規定する固定資産税の賦課期日（以下「基準日」

という。)まで引き続き当該住宅に居住するものでなければならない。

- (1) 転入する就業者が新たに本町内に住宅を取得する者
 - (2) 転入時に賃貸住宅、社宅等に居住した就業者のうち、新たに本町内に居住する住宅を取得する者
- 2 前項に規定する就業者が町税の納税義務者である場合は、既に納期を経過した分の町税を完納している者とする。
- 3 第1項に規定する就業者は、愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条に定める暴力団又は暴力団員でない者とする。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、50万円とする。

（奨励金の申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする就業者（以下「申請者」という。）は、当該住宅を取得した日の直後の基準日から1月31日までの間に企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 支援認定企業の就業者であることを証するもの
- (2) 建物に係る契約書の写し
- (3) 登記事項証明書の写し
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（奨励金の決定通知）

第7条 町長は、前条の規定により奨励金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するとともに、企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付決定者名簿（第5号様式）に登録するものとする。

（奨励金の交付請求）

第8条 奨励金の交付決定を受けた申請者は、決定通知を受けた日から起算して、30日以内に企業の立地等に伴う就業者転入奨励金請求書（第6号様式）に前条に規定する企業立地等に伴う就業者転入奨励金交付決定通知書の写しを添付して町長に提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により奨励金の交付を受けた申請者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付を取り消し、奨励金の返還を命じることができる。

- (1) 受給者が提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(2) その他町長が適当でないと認めたとき。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

企業の立地等に伴う就業者転入支援認定企業申請書

年 月 日

愛川町長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者

愛川町企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付要綱第 3 条の規定により、申請します。

立地年月日	年 月 日	
立地の場所	愛川町	
就業者数	愛川町在住者 名	愛川町在住以外の者 名
添付書類	愛川町企業誘致等に関する条例施行規則第 5 条第 1 項に規定する 奨励措置適用の決定通知書の写し	

第2号様式（第3条関係）

企業の立地等に伴う就業者転入支援認定企業通知書

年 月 日

御中

愛川町長

年 月 日付けで申請のあった企業の立地等に伴う就業者転入支援に係る認定企業について、愛川町企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付要綱第3条の規定により、次のとおり認定したので通知します。

認定企業名	
立地の場所	愛川町
認定期間	認定日（ 年 月 日）から3年間

第3号様式（第6条関係）

企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付申請書

年 月 日

愛 川 町 長 殿

住 所

氏 名

愛川町企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて奨励金の交付を申請します。

なお、私の住民票の確認、並びに町税等の納付確認等について同意します。

就業先（会社名）	
転 入 年 月 日	年 月 日
転 入 前 の 住 所	
住 宅 の 所 在 地	愛川町
入 居 日	年 月 日
添 付 書 類	1 支援認定企業の就業者であることを証する書類 2 建物に係る契約書の写し 3 登記事項証明書の写し 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し

第4号様式（第7条関係）

企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

殿

愛川町長

年 月 日付けで申請のあった企業の立地等に伴う就業者転入奨励金については、愛川町企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	☐ 交付する ☐ 交付しない
奨励金交付決定額	円
交付しない理由	
特 記 事 項	次のいずれかに該当すると認めるときは、決定の取り消し、奨励金の返還を命ずることがあります。 1 提出した書類に偽りその他不正があったとき。 2 その他町長が適当でないと認めたとき。

第5条様式（第7条関係）

企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付決定者名簿

[illegible]

第6号様式（第8条関係）

企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付請求書

年 月 日

愛 川 町 長 殿

住 所

氏 名

愛川町企業の立地等に伴う就業者転入奨励金交付要綱第8条の規定により、次のとおり奨励金の交付を請求します。

奨励金の交付 決定通知日	年 月 日	
交付請求額	円	
添付書類	企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付決定通知書の写し	
口座振込先	金融機関名	
	支（所）店	
	種 目	普 通 ・ 当 座
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)